



2026年5月20日

各 位

会 社 名 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 浦田 寛之
(コード番号2296 東証プライム)
問合せ先 I R室長 篠原 栄晃
(TEL 03-5723-6892)

少数株主利益保護への対応について

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実の一環として、支配株主等との関係における少数株主利益保護に関する当社の基本的な考え方および具体的な対応について、本日の取締役会にて決定しましたので、以下の通り開示します。

当社の株主である三菱商事株式会社は、当社の議決権の41.15%を保有しています。当社は、同社との間で、食肉調達などの協業関係があり、同社の経営資源を活用しながら当該協業関係の強化を通じて、当社企業価値の向上を目指しています。

当社は、同社の影響が及ぶ可能性のある取引および取締役選任に際し、少数株主の利益を保護するため、公正性および透明性を確保する観点から、以下の対応を行っています。

1. 利益相反リスクへの対応について

当社グループ各社は、三菱商事株式会社からの食肉および原材料等の仕入れについては、同社以外からも複数の見積もりを入手し、市場の実勢価格を参考にして発注先および価格を合理的に決定しています。また、同社の子会社などとの間で、食肉および原材料の仕入れならびに商品の販売などの取引を行っていますが、仕入れにあたっては、当該子会社以外の取引先からも複数の見積もりを取得し、市場の実勢価格を参考に発注先および価格を合理的に決定しているほか、販売にあたっては、市場価格を勘案した上で当社グループ側から希望価格を提示し、価格を決定しています。

これらの取引については、独立社外取締役全員を委員とし、かつ構成割合を過半数とするガバナンス指名諮問委員会で、当該取引が利益相反取引に該当するか否か、ならびに取引条件の妥当性について審議し、取締役会に報告することとしています。なお、この審議は独立社外取締役のみで行うこととしており、独立性を有しない取締役は審議に参加しません。

2. 取締役選任議案について

当社は、監査等委員会設置会社として、取締役候補者の選任にあたっては、多層的な牽制機能を通じて、少数株主を含む一般株主の利益が適切に保護される体制を構築しています。

具体的には、取締役候補者の選任に際し、独立社外取締役全員を委員とし、かつ構成割合を過半数とするガバナンス指名諮問委員会において、取締役会で予め定めた「取締役候補者の選任基準」に基づき、候補者の妥当性について十分な審議を行い、最終的に取締役会で決定しています。

また、当社は監査等委員会設置会社であることから、監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任議案について、株主総会において意見を述べる権限を有しており、取締役候補者の選任過程における公正性および透明性が一層確保される仕組みとなっています。

以上